

議案第 99 号

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「修了したもの」を「修了したもの（放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から 2 年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、放課後児童支援員の資格要件に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。